

申 入 書

放射性物質の被害によって広島市民の生命・身体・財産が損なわれることのないよう広島市においてあらゆる危機管理対策を講ずることを求める。

広島市長 松井 一實 殿

災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法は、国の責務、都道府県の責務、市町村の責務等を定め、特に基礎的地方公共団体である市町村は、自然災害や原子力災害から住民の生命・身体・財産を保護する責務がある、と定めています。これに対して国は指導・支援・助言の責務、都道府県は広域調整の責務に止まります。これがいわゆる「市町村の住民保護の第一義的責務」条項であります。(別紙1「災害対策基本法」および別紙2「原災対策特措法」条文抜粋参照のこと)

広島市に例をとれば、自然災害や原子力災害、あるいはそれらの複合災害から広島市民の生命・身体・財産を保護する第一義的責務は広島市長にある、ということとなります。

2017年12月13日、「被爆地ヒロシマ」の広島高等裁判所は極めて重要な決定を出しました。四国電力伊方原子力発電所3号炉の運転が住民の人格権侵害の具体的危険性があるので人格権保全を求めるとする仮処分命令申立事件において、「伊方原発から約100km離れた広島市民に関し、伊方原発3号炉の苛酷事故で放出される放射性物質によって、その生命・身体に直接的かつ重大な被害が及ぶ蓋然性がある」として同3号炉に運転禁止の仮処分命令を出しました。現在この裁判所命令は執行中です。(別紙3 同事件広島高裁抗告審「決定要旨」の争点①を参照のこと。傍線は申し入れ者)

広島高裁は、双方が提出する千頁以上の書面を読み込み、それに数十倍する証拠書類を参照し、2回の審尋を経て上記結論に達したものです。高裁決定という重みもさることながら、その判示内容には千金の重みがあります。

この広島高裁決定の重さに比較し、広島市行政のこうした分野での危機管理の在り方をみると、「被爆都市ヒロシマ」の名にふさわしからぬ内容の薄さです。たとえば、広島市地域防災計画をみると、福島原発事故で例示されたような自然災害と原子力災害との複合災害を全く想定していません。「広島市の地震被害想定」（平成25年度広島市危機管理室災害予防課）をみると「南海トラフ巨大地震」や「安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震」などを想定しながら、これらが原子力災害と複合して発生することは全く想定していません。

2014年(平成26年)8月20日に発生した広島土砂災害では、その原因として自然環境的因子と並んで、砂防ダムなど土石流防護体制の不備、治山ダムの崩壊、土砂災害「警戒区域」・「特別警戒区域」の指定の遅れ、避難勧告・指示の遅れ、など人為的因子の存在も指摘されています。広島市は広島土砂災害を全く想定していませんでした。同様に巨大地震、破局的火山事象などと複合して発生する原子力災害、またそれに起因して発生する放射性物質による被害の破局的結末などは現在全く想定されていません。

しかし広島高裁決定に含まれた警告、またそこで検討された事実関係を重くみるならば、広島市において直近の伊方原発の苛酷事故で放出される放射性物質を含む、ありとあらゆる放射性物質から広島市民の生命・身体・財産を保護する、あらゆる危機管理対策を講ずるべきです。広島高裁決定の趣旨に照らしてみるならば「想定外だった」などという弁解は成り立ちません。

私たちは伊方原発からの、それを含むあらゆる「放射性物質の被害によって、広島市民の生命・身体・財産が損なわれないよう広島市においてあらゆる危機管理対策を講ずること」を広島市に求めます。

「被爆地ヒロシマ」は、あらゆる放射能による理不尽な被害を地球上から根絶する、またそれを主導する歴史的な使命を負っていると信じます。放射性物質による新たな被曝被害者を出してはならない。被爆地ヒロシマの高裁決定の重要性に鑑み、上記危機管理対策を早急に進めることを強く求めます。

平成30年（2018年）3月20日

伊方原発広島裁判原告団

〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

原告団長 堀江 壯

原告副団長 伊藤 正雄